

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第四号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年半田市規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第十一条 条例第十五条の二第一項の市長が規則で定めるものは、通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間が二十時間未満の者とする。

2 条例第十五条の二第五項の市長が規則で定める支給日は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日とする。

- 一 基準日が六月一日である場合 六月三十日(その日が土曜日にあたるときは、その前日、日曜日に当たるときは、その前々日)
- 二 基準日が十二月一日である場合 十二月二十七日(その日が金曜日にあたるときは、その前日、土曜日に当たるときは、その前々日、日曜日に当たるときは、その前々日の日)

別表保育士・教諭の項中「19」を「17」に改め、同表消費生活相談員の項中「49」を「47」に改め、同表レセプト点検者の項を削り、同表市税等徴収員の項中「25」を「21」

に改め、同表中

少年指導員	2	17	2	17
適応指導員	1	7	1	31

を

少年指導員	2	17	2	17
業務指導員	2	17	2	17
スクールソーシャルワーカー	2	125	2	125
適応指導員	1	7	1	31

に改め、同表放射線技師

の項中「11」を「9」に改め、同表臨床検査技師の項中「11」を「9」に改め、同表栄養士の項中「5」を「3」に改め、同表理学療法士の項、作業療法士の項、臨床工学技士の項、視能訓練士の項、歯科衛生士の項及び言語聴覚士の項中「11」を「9」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。